

京都市告示第119号

京都市里道占用許可基準を次のとおり定める。

平成17年4月1日

京都市長 梶本頼兼

京都市里道占用許可基準

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 一般基準（第3条～第7条）

第3章 個別基準（第8条～第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、京都市里道管理条例（以下「条例」という。）第14条第3号の規定に基づき、条例第12条第1項又は第4項の規定による許可の基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この基準において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 一般基準

（地上に設置する占用物件の占用場所）

第3条 条例第12条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設（以下「占用物件」という。）を地上に設置するときは、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 占用物件の地面に接する部分の位置は、のり面又は路端寄りとする。
- (2) 地面に接しないで設けられる占用物件（のり敷の上空にある占用物件又は当該占用物件ののり敷の上空にある部分を除く。）の最下部又は地面に接して設けられる占用物件の地面に接しない部分（のり敷の上空にある部分を除く。）の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とすること。
- (3) 消火栓から5メートル以内の場所には、路面に接して占用物件を設置しないこと。

（地下に設置する占用物件の占用場所）

第4条 占用物件を地下に設置するときは、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 占用の場所は、路面を頻繁に掘さくすることがないように計画

されたものであること。

- (2) 占用物件は、相互に錯そうすることなく、工事実施上又は保安上支障がない程度に接近していること。
- (3) 占用物件は、地面又は地面にある占用物件に支障がない限り、地面に接近していること。

(横断)

第5条 里道を横断して占用物件を設置するときの当該占用物件の位置は、里道の中心線に対して90度の角度を保つようにしなければならない。ただし、占用物件の種類又は里道の構造により、これにより難いと認められるときは、30度の範囲内で角度を変更することができる。

(地上に設置する占用物件の構造)

第6条 地上に設置する占用物件の構造は、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 色彩その他の意匠は、信号機及び道路標識の効用を妨げるおそれがないものであること。
- (2) 広告を表示し、又は掲出するものでないこと。
- (3) 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水により里道の構造又は交通に支障を及ぼしにくい構造とすること。

(地下に設置する占用物件の構造)

第7条 地下に設置する占用物件の構造は、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 堅固で耐久力を有するとともに、里道及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
- (2) 里道の強度に影響を与えないものであること。
- (3) 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件については、各戸に引き込むために地下に埋設するものを除き、当該占用物件の名称、管理者、埋設の年その他保安上必要な事項を明示したものであること。

第3章 個別基準

(電柱)

第8条 電柱の占用については、次に掲げるところによらなければならない。ただし、里道の構造又は配線の都合により、これにより難いと認められるときは、この限りでない。

- (1) 電柱を設置しようとする場所の付近の里道の同一側に他の電柱がないこと。

(2) のり敷を有しない里道においては、電柱は同一側に設置すること。

(3) 電柱の脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さに、里道の中心線と平行して設置すること

(地上電線)

第9条 地上に設置する電線の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 路面からの高さが5メートル以上であること。

(2) 街灯、標識その他これらに類する施設に架設しないこと。ただし、街灯のための電線を街灯に架設するときは、この限りでない。

(街灯)

第10条 街灯の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 地方公共団体及び町内会その他これに類する住民が組織する団体が、里道の照明として、又は防犯のために設置するものであること。

(2) 支柱の直径は、0.2メートル以下とすること。

(3) 支柱の設置間隔は、20メートル以上とし、里道の支柱を設置しようとする側の反対側にある他の占用物件との距離は8メートル以上とすること。ただし、里道の構造その他の状況により、これにより難いと認められるときはこの限りでない。

(4) 照明器具の大きさ及び形状は、第1号の目的を満たすために適当なものであること。

(5) 照明器具に占用者名及び特定の者を識別できるものを添加又は表示しないこと。

(6) 照明は、点滅し、又は過度の照度を有するものでないこと。

(7) 電灯の配線は、地下に埋設すること。ただし、工事の実施上これにより難いと認められるときは、この限りでない。

(地下埋設管)

第11条 路面下に設置する電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件の占用については、地下埋設管の頂部と路面との距離は、1.2メートル以下としてはならない。ただし、保安上支障がなく、かつ里道に関する工事の実施に支障がないときは、この限りでない。

(通路)

第12条 路端又はのり敷に設ける通路の占用については、次に掲げ

るところによらなければならない。

- (1) 占有者の日常生活又は災害時の避難のためのものであること。
- (2) 通路の幅員は、人の通行の用に供するものにあつては2メートル以下とし、自動車の通行の用に供するものにあつては自動車が支障なく出入りするために必要最小限のものであること。
- (3) 里道と接する部分には、段差を設けないこと。ただし、里道の構造又は形状によりこれにより難いと認められるときは、この限りでない。
- (4) 通路の両側には、防護柵、地覆その他の安全上必要な施設を設置すること。

(工事用足場、板囲い及び落下物防護柵)

第13条 里道に隣接する土地の工事に伴い、一時的に設置する足場、板囲い及び落下物防護柵の占有については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 足場及び板囲いの占有については、次に掲げるところによること。

ア 消火栓、マンホールその他里道上の占有物件の操作に支障がないものであること。

イ 出幅は、のり敷を有しない里道にあつては、1メートル以下で、かつ、有効幅員を3メートル以上確保すること。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (2) 板囲いに取り付ける出入口の扉は、里道に面して外開きとしないこと。
- (3) 落下物防護柵の出幅は、必要最小限とすること。

(その他)

第14条 京都市里道管理条例施行規則第7条第5号に規定する市長が指定するものの占有については、この基準の規定によるほか、京都市道路占有許可基準の例による。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

(建設局道路部道路管理課)